

## 財務諸表に対する注記（法人全体用）

### 1. 重要な会計方針

#### （1）有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債権等	償却原価法（定額法）
上記以外の有価証券で時価のあるもの	決算日の市場価格に基づく時価法

#### （2）固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）	定額法
無形固定資産（リース資産を除く）	定額法

#### リース資産

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

#### （3）引当金の計上基準

##### 賞与引当金

職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

##### 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済制度及び長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金制度に加入している。

職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 法人で採用する退職給付制度

- （1）長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入している。
- （2）長野県民間社会福祉事業従事者退職共済に加入している。
- （3）勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済に加入している。

### 4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- （1）法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- （2）事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表

(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表

当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア. 地域福祉事業拠点 (社会福祉事業)

「法人運営」

「生活困窮者自立支援」

「在宅支援」

「地域住民支援」

「共同募金」

「ボランティアセンター」

「介護予防センター」

「生活資金貸付」

イ. 介護保険事業拠点 (社会福祉事業)

「訪問介護」

「居宅介護支援」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増減額	当期減少額	当期末残高
定期預金	2,000,000	0	0	2,000,000
合計	2,000,000	0	0	2,000,000

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
構築物	446,040	275,058	170,982
車輛運搬具	15,197,347	11,490,431	3,706,916
器具及び備品	8,671,352	8,648,554	22,798
合計	24,314,739	20,414,043	3,900,696

9. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 関連当事者との取引の内容

該当なし

11. 重要な偶発債務

該当なし

12. 重要な後発事象

該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 年金資産

長野県民間社会福祉従事者退職年金共済会に年金資産として10,364,888円がある。

(2) 未経過リース料

4,696,776円

## 財務諸表に対する注記（地域福祉事業拠点用）

### 1. 重要な会計方針

#### （1）有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債権等	償却原価法（定額法）
上記以外の有価証券で時価のあるもの	決算日の市場価格に基づく時価法

#### （2）固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）	定額法
無形固定資産（リース資産を除く）	定額法

#### リース資産

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

#### （3）引当金の計上基準

##### 賞与引当金

職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

##### 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済制度及び長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金制度に加入している。

職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 法人で採用する退職給付制度

- （1）長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入している。
- （2）長野県民間社会福祉事業従事者退職共済に加入している。
- （3）勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済に加入している。

### 4. 拠点が作成する財務諸表等、サービス区分

当拠点区分の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

#### （1）地域福祉事業拠点財務諸表

（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

#### （2）拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）

(3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)

- 「法人運営」
- 「生活困窮者自立支援」
- 「在宅支援」
- 「地域住民支援」
- 「共同募金」
- 「ボランティアセンター」
- 「介護予防センター」
- 「生活資金貸付」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増減額	当期減少額	当期末残高
定期預金	2,000,000	0	0	2,000,000
合計	2,000,000	0	0	2,000,000

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
構築物	446,040	275,058	170,982
車輛運搬具	9,534,411	6,582,146	2,952,265
器具及び備品	6,974,944	6,952,150	22,794
合計	16,955,395	13,809,354	3,146,041

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

1 1. 重要な後発事象

該当なし

1 2. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

## 財務諸表に対する注記（介護保険事業拠点用）

### 1. 重要な会計方針

#### （1）有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債権等	償却原価法（定額法）
上記以外の有価証券で時価のあるもの	決算日の市場価格に基づく時価法

#### （2）固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）	定額法
無形固定資産（リース資産を除く）	定額法

#### リース資産

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

#### （3）引当金の計上基準

##### 賞与引当金

職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

##### 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済制度及び長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金制度に加入している。

職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 法人で採用する退職給付制度

- （1）長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入している。
- （2）長野県民間社会福祉事業従事者退職共済に加入している。
- （3）勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済に加入している。

### 4. 拠点が作成する財務諸表等、サービス区分

当拠点区分の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

#### （1）地域福祉事業拠点財務諸表

（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

#### （2）拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）

(3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)

「訪問介護」

「居宅介護支援」

5. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
運搬車両具	5,662,936	4,908,285	754,651
器具及び備品	1,696,408	1,696,404	4
合計	7,359,344	6,604,689	754,655

8. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項